

流域委員会提示「観点と指標」の対応表（平成21年6月9日）

大項目	小項目	観点	← 対応 分類	非対応理由	指標群	← 対応 分類	非対応理由	
(1) 環境の視点・川と湖沼の自然再生	1: ダイナミズムの確保による適度な攪乱の再生	観点1-1	地形変化を促す方向へ進んでいるか(S,I)	A	—	●地形変化量(横断測量の年平均変化・琵琶湖の湖岸地形の変化)	B	横断測量の年平均変化については、整理する時間が必要なため 琵琶湖の湖岸地形の変化は滋賀県が所有であるため
						●河川敷地の増加量	C	評価すべき事項を吟味する必要があるため
						●堆積場面積増加量	C	評価すべき事項を吟味する必要があるため
						●年間土砂供給量	C	土砂移動の分析に時間が必要なため
		観点1-2	流況・位況(流量・水位の変動様式)は健全か(S,I)	A	—	●流況・位況のピーク値	A	—
						●流況・位況の変動状況	A	—
						●流況・位況の変動状況	A	—
						●流況・位況の変動状況	A	—
						●流況・位況のピーク時期	A	—
		観点1-3	目標とする規模の攪乱が生じているか(S,I)	B	攪乱の規模を定量的、定性的に把握できていないため	●裸地砂州面積	B	調査・分析する必要があるため
					●冠水頻度と冠水面積	B	調査・分析する必要があるため	
					●河床堆積有機物の流出量	C	手法を検討した上で実施する必要があるため	
					●沿岸湖底の定点測量による粒度分布の経年変化	C	滋賀県の所掌であるため	
	2: 河川・湖沼の連続性の確保	観点2-1	内湾-汽水域-河川の連続性が確保されているか(S,I)	A	—	●回遊性魚介類の種類、個体数	B	種類や個体数を調査・整理することに時間が必要なため
						●淡水性、汽水性、海水性生物の種類、個体数	B	種類や個体数を調査・整理することに時間が必要なため
						●塩分濃度勾配	C	モニタリングを実施していないため
						●河床底質勾配	C	モニタリングを実施していないため
		観点2-2	横断構造物(貯水ダム・砂防ダム・井堰など)による遮断対策(S,I)	A	—	●尺度化された構造物による連続性度合い	C	連続性の度合いについての指標を検討する必要があるため
					●各河川の全横断構造物に対する現状改善進捗度	B	既設ダムの魚類等の遡上・効果について実現可能な方策の検討は提示できる資料がないため	
観点2-3		本川-支川間の連続性が確保されているか(S, I)	B	連続性の確保の評価についての検討が必要なため	●現状評価地図の作成	C	評価すべき事項を吟味する必要があるため	
					●尺度化された連続性の好適度	C	評価すべき事項を吟味する必要があるため	
					●各河川の全支川に対する現状改善進捗度	B	連続性の確保の評価についての検討が必要なため	
	観点2-4	河岸-陸域の連続性が確保されているか(S,I)	A	—	●尺度化された岸沿い浅瀬の浅瀬面積割合	B	データ分析する時間が必要なため	
				●尺度化された河岸地形(流路の蛇行度や岸線長など)	B	データ分析する時間が必要なため		
				●尺度化された岸際環境(人工護岸、自然岩盤、裸地砂州、草本植生、樹林)	B	データ分析する時間が必要なため		
				●尺度化された一時的水域(ワンド・タマリ)の個数や面積	A	—		
	観点2-5	琵琶湖-内湖・流入河川間の連続性が確保されているか(S,I)	A	—	●琵琶湖-内湖を回遊する魚類の各類型の尺度化された種類、個体数	B	種類や個体数を調査・整理することに時間が必要なため	
	観点2-6	湖岸-湖棚-湖棚崖-湖底斜面の連続性が確保されているか(S,I)	C	滋賀県の所管であるため	●全湖岸線に対する人工湖岸の割合、人工湖岸の類型化による評価	C	滋賀県の所管であるため	

大項目	小項目	観点	← 対応 分類	非対応理由	指標群	← 対応 分類	非対応理由	
(1) 環境の視点・川と湖沼の自然再生	3: 琵琶湖・淀川水系の固有性および歴史・文化の多様性の尊重	観点3-1	琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および歴史・文化の多様性の価値が保全されているか (S,I)	A	—	● 尺度化された固有種の生息種数、個体数 (RDBのカテゴリ別など) ● 海浜植物、暖温帯性樹種 (タブノキ等)、湧水性動植物 (ハリヨ、バイカモ等) の生息分布状況とその変化 ● 氾濫原性植物・乾地性植物の尺度化された生育種数、株数 ● 氾濫原を利用する魚類の尺度化された生息種数、個体数	A	—
		観点3-2	琵琶湖・淀川水系の歴史・文化の多様性の価値が保全されているか (S,I)	A	—	● 地域固有の歴史的景観・地形の現状とその変化 ● 固有名詞のついた歴史的景観・地形の把握とその変化	B	調査・分析する必要があるため
	4: 生物多様性の保全	観点4-1	生態系・生物群集多様性の維持・回復に貢献しているか (S,I)	A	—	● 事業実施にあたって、保全すべき生態系・生物群集のリストアップとそれに基づく尺度化された現状 ● ホットスポットマップ (貴重な生物、群集の分布図) の有無	A	—
		観点4-2	種多様性を損なわず維持・回復に貢献しているか (S,I)	D	「観点4-1 生態系・生物群集多様性の維持・回復に貢献しているか (S,I)」と重複するため	● 絶滅危惧種、希少種の種数・個体数 ● ホットスポットマップ (貴重な生物、群集の分布図) の有無	B	調査・分析する必要があるため
		観点4-3	遺伝的多様性を損なわず維持・回復に貢献しているか (S,I)	C	遺伝的多様性については実施し	● 遺伝的多様性の現状把握と保全手法の検討、評価	D	観点4-1と重複するため
		観点4-4	生物多様性条約・ラムサール条約を遵守しているか (P)	B	尺度化された適合度、保全戦略を検討する必要があるため	● 指針・ガイドラインへの尺度化された適合度 ● 予防的アプローチを含む生物多様性の保全戦略策定	C	遺伝的多様性については実施していないため
		観点4-5	外来種対策が効果的に実施されているか (S,P,I)	A	—	● 外来種の現状把握と対策必要箇所の選定 ● 駆除対策・予防的処置の実施の有無 ● 外来種問題の啓発の有無 ● 外来種の駆除効果についての科学的検証の有無	B	尺度化された適合度を検討する必要があるため
	5: 流域視点による水質対策	観点5-1	水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握ができていないか (S,P)	A	—	● 河川水質の監視地点・測定項目・測定方法 ● 自治体、関係機関、住民・住民団体との連携 ● 重金属、ダイオキシン類等の有害化学物質の測定	B	保全戦略を検討する必要があるため
		観点5-2	水質総量規制の制度や対策の計画を立案できているか (P)	A	—	● 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会 (仮称) ● 水質総量規制の制度	A	—
		観点5-3	流域視点による水質対策を実現しているか (I)	A	—	● 流入河川と琵琶湖、琵琶湖と宇治川・淀川の連携数 ● 河道内の砂州面積 ● 流水保全水路の総延長	C	意図が不明なため
	6: 流域総合土砂管理の評価	観点6-1	流域の土砂生産・移動・堆積の実態が評価されているか (S)	A	—	● 流域の土砂生産マップ	B	土砂生産マップ作成について検討する必要があるため
						● 地形変化量 (横断測量の年平均変化)	C	横断測量の年平均変化については、整理する時間が必要なため
						● 河川敷地の増加量	C	評価すべき事項を吟味する必要があるため
						● 堆積場面積増加量	C	評価すべき事項を吟味する必要があるため
	● 年間土砂供給量	C	土砂移動の分析に時間が必要なため					

大項目	小項目	観点	← 対応 分類	非対応理由	指標群	← 対応 分類	非対応理由			
(1) 環境の視点・川と湖沼の自然再生	6: 流域総合土砂管理の評価	観点6-2	流域に土砂の受け入れ準備ができていないか(S,P)	C	評価すべき事項を吟味する必要があるため	●遊砂池の数、容積 ●土砂ポケットの数、容積 ●河川敷地の増加量	C C C	評価すべき事項を吟味する必要があるため 評価すべき事項を吟味する必要があるため 評価すべき事項を吟味する必要があるため		
		観点6-3	流域の土砂管理の評価方法の確立と実施(P,I)	D	「観点6-1 流域の土砂管理の評価方法の確立と実施(P,I)」と重複するため	●各流程の土砂移動量、堆積量 ●土砂の侵食、移動、堆積の人為操作量	D D	「流域の土砂動態マップ」に収斂 「流域の土砂動態マップ」に収斂		
		観点7-1	各流域の環境の課題と目標が整理されているか(S)	B	環境の目標を整理・設定する必要があるため	●環境の課題と目標を整理した環境計画の策定	B	環境の目標を整理・設定する必要があるため		
	7: 流域的視野の環境影響評価	観点7-2	環境影響評価の項目に流域的な要素を含んでいるか(P)	C	環境影響評価には水質環境への影響が含まれているため	●期間中に実施された環境影響評価に上下流生態系に対する連続性遮断の影響や下流域への水質環境への影響などが項目として挙げられているか	C	環境影響評価には水質環境への影響が含まれているため		
		観点7-3	環境影響評価に長期的な環境コストを検討しているか(P)	C	長期的な環境コストは今後の研究課題であるため	●期間中に実施された環境影響評価に長期的な環境コストが盛り込まれているか	C	長期的な環境コストは今後の研究課題であるため		
	その他		・環境の整備と保全に関する計画は批准された国際条約に準拠しているかP	C	環境影響評価実施中の案件は存在しないため。また、「国際条約で挙げられている項目」が不明であるため	●期間中に実施された環境影響評価に国際条約で挙げられている項目が反映しているか	C	環境影響評価実施中の案件は存在しないため。また、「国際条約で挙げられている項目」が不明であるため		
	(2) 治水の視点・いかなる洪水に対しても氾濫被害をできるだけ最小化する	1: 被害軽減・避難体制	観点1-1	破堤氾濫に備えての被害の軽減対策、避難体制の整備は進んでいるか S, P	A	—	●水害に強いまちづくり協議会実施状況 ●ハザードマップ作成状況 ●災害体験者からの災害状況の聞き取り及びその情報発信 ●地下空間の利用者及び管理者への情報伝達体制整備状況 ●浸水実績及び想定表示看板設置の進捗 ●災害時要援護者に配慮した避難勧告・指示の発令基準の明確化及び周知体制整備の進捗 ●自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制の基盤整備の進捗 ●水防団の高齢化に対する支援の進捗 ●水防拠点整備の進捗 ●公共施設の耐水化の進捗 ●洪水氾濫時被害軽減のための土地利用規制・誘導施策の進捗	A A A A A A A A A A A A	— — — — — — — — — — — —	
			観点2-1	河川に集中させてきた洪水エネルギーの抑制/分散対策は進んでいるか S	A	—	●流域における保水・貯留機能確保の進捗 ●河川整備計画と都市計画との調整の進捗	A A	— —	
			3: 堤防強化	観点3-1	堤防の強化対策は進んでいるか S	A	—	●HWL以下、浸透、洗掘対策実施済み延長	A	—
								●堤防天端以下、浸透、洗掘対策実施済み延長	A	—
●堤防天端舗装実施済み延長								A	—	
●堤防裏法補強(シート張、ブロックマット敷設)実施済み延長								C	技術的開発の必要があるため	
●堤防裏法尻洗掘防止対策実施済み延長								C	技術的開発の必要があるため	
●高規格堤防実施済み延長								A	—	
●桜堤モデル事業側帯整備延長			A	—						
●樋門・樋管の改善措置の進捗			D	維持管理と重複するため						
4: 河道流下能力	観点4-1	河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施により、洪水位の低減は進んでいるか S	A	—	●昭和28年13号台風実績降雨、実績降雨×1.2、実績降雨×1.5、実績降雨×2.0における越水及びHWL超過延長の減少 ●既存ダムの効果	A A	— —			
					●昭和28年13号台風実績降雨、実績降雨×1.2、実績降雨×1.5、実績降雨×2.0における上下流水位の変化	D	観点4-1と重複するため			
5: 上下流バランス	観点5-1	上下流バランスは保たれているか	A	—	●昭和28年13号台風実績降雨、実績降雨×1.2、実績降雨×1.5、実績降雨×2.0における上下流水位の変化	D	観点4-1と重複するため			

大項目	小項目	観点	← 対応 分類	非対応理由	指標群	← 対応 分類	非対応理由		
(2) 治水の視点・いかなる洪水に対しても氾濫被害をできるだけ最小化する	6: 土砂移動の制御	観点6-1	土砂移動の制御は進んでいるか S	A	—	●土砂移動抑制策(砂防堰堤、山腹工)の実施数量	A	—	
						●土砂移動促進策(ダムからの排砂、砂防堰堤のスリット化)の実施数量	A	—	
	7: 洪水被害	観点7-1	事業の進捗によって流域住民の洪水被害期待値はどれだけ減少したか I	B	洪水被害期待値の算出が現時点では出来ないため	●想定死者数の減少	B	洪水被害期待値の算出が現時点では出来ないため	
						●想定床上浸水戸数(或いは面積)の減少量	B	洪水被害期待値の算出が現時点では出来ないため	
						●想定床下浸水戸数(或いは面積)の減少量	B	洪水被害期待値の算出が現時点では出来ないため	
						●想定洪水被害資産額の減少量	B	洪水被害期待値の算出が現時点では出来ないため	
	8: 高潮	観点8-1	高潮被害軽減策は進んでいるか S	A	—	●橋梁の嵩上げ、陸間操作の改善	A	—	
		観点8-2	想定高潮被害はどれだけ減少したか I	B	想定高潮被害の算出が現時点では出来ないため	●高潮による想定死者数、床上/床下浸水戸数、被害資産額の減少	B	想定高潮被害の算出が現時点では出来ないため	
	9: 地震津波	観点9-1	地震対策事業・制度は進んでいるか S	A	—	●河川管理施設の耐震化	A	—	
						●総合的防災対策			
		●防災拠点の整備							
		観点9-2	地震対策によって想定河川管理施設被害はどれだけ軽減したか I	B	想定河川管理施設被害の算出が現時点では出来ないため	●想定堤防崩壊延長、堰・樋門樋管等構造物の想定破損減少量	B	想定河川管理施設被害の算出が現時点では出来ないため	
観点9-3	津波対策事業・制度は進んでいるか S、P	A	—	●ソフト対策の進捗、陸間・水門の改善状況	A	—			
観点9-4	想定津波被害額はどれだけ減少したか I	B	想定津波被害額の算出が現時点では出来ないため	●津波による想定死者数、床上/床下浸水戸数、被害資産額の減少	B	想定津波被害額の算出が現時点では出来ないため			
(3) 利水の視点・環境の調和・利水と河川	1: 水需要管理の推進	観点1-1	渇水対策会議の機能拡大、常設化の進捗 P	D	「観点1-2 水需要抑制の進捗 S」と重複するため	●渇水対策会議の機能拡大、会議構成員拡大及び常設化(利水者会議)の実現	A	—	
		観点1-2	水需要抑制の進捗 S	A	—	●利水者に対する指導	C	指導ではなく、調整していくため	
						●住民・事業所等に対する啓発	A		
		観点1-3	水需要の精査の進捗 S	D	「観点1-2 水需要抑制の進捗 S」と重複するため	●水需要の精査	D	観点1-2と重複するため	
						●水利権更新時の情報開示			
		観点1-4	水利権の見直し、転用の進捗 S、P	A	—	●見直しと転用のためのルール作り	A	—	
	観点1-5	既存水源開発施設の再編と運用の見直し進捗 S	A	—	●見直しによって効果をあげる事業の調査検討	A	—		
観点1-6	慣行水利権の許可水利権化の進捗 S	A	—	●許可水利権化の件数	A	—			
2: 渇水対策の確立	観点2-1	渇水対策容量の必要性と確保手法の検討 S	A	—	●渇水対策容量を確保することによる想定被害の減少	A	—		
(4) 利用の視点・川に活かされた	利水・川に活かされた	1: 「川でなければできない利用、川に活かされた利用」の実現 P、I	観点1-1	河川管理者と利用者が「河川生態系と共生する利用」を実現するための情報を共有し、意思疎通を図ったか	D	「観点5-1 「川に活かされた利用」の推進に取り組んだか」と重複するため	●「河川生態系と共生する利用」に関する河川管理者と住民の協働した活動・取り組みの有無	D	観点5-1と重複するため
		2: 陸域・水陸移行帯・水域の秩序ある利用 P	観点2-1	陸域・水域移行帯・水域の秩序ある淀川利用に向けて誘導または規制に取り組んだか	A	—	●「陸域・水域移行帯・水域の秩序ある利用」に関する河川管理者と住民の協働した活動・取り組みの有無	C	「水域の秩序ある利用に関する河川管理者と住民の協働した活動・取り組みの有無」については、住民にこだわりの理由が不明のため、今回の点検対象とはしない
		3: 陸域・水陸移行帯・水域の特性に配慮したかP	観点3-1	利用にあたり、河岸-陸域の連続性を確保するための取り組みを行ったか	D	「(1)環境の視点・川と湖沼の自然再生 2.河川・湖沼の連続性の確保 観点2-4 河岸-陸域の連続性が確保されているか(S,I)」と重複するため	●河岸-陸域の連続性を確保するための協働した活動・取り組みの有無	D	「(1)環境の視点・川と湖沼の自然再生 2.河川・湖沼の連続性の確保 観点2-4 河岸-陸域の連続性が確保されているか(S,I)」と重複するため
		4: 「本来河川敷以外で利用する施設」の縮小P	観点4-1	「本来河川敷以外で利用する施設」の縮小に取り組んだか	C	「2:陸域水陸移行帯・水域の秩序ある利用」の観点2-1の手段と考えられるので指標群として扱う	●河川保全利用委員会の取り組みとその成果	A	—
		5: 「川に活かされた利用」の推進P	観点5-1	「川に活かされた利用」の推進に取り組んだか	A	—	●環境学習などの実施とその成果	A	—

大項目	小項目	観点	← 対応 分類	非対応理由	指標群	← 対応 分類	非対応理由
(5) 主体参加の視点・プロセスを共有する	1. 情報提供(公開)の適切性	観点1-1 あらゆる情報を公開したかP	A	—	●情報開示しなかったもの、件数	A	—
	1. 情報提供(公開)の適切性	観点1-2 情報公開の方法は適切だったかP	A	—	●情報を住民にわかりやすく公開したか ●情報公開に多様な方法を検討し、活用したか ●情報公開の時期は適切だったか	A	—
	1. 情報提供(公開)の適切性	観点1-3 情報公開についての職員の意識を点検したかP	A	—	●点検項目、内容、回数	A	—
	2. 説明責任(アカウンタビリティ)P	観点2-1 説明責任(アカウンタビリティ)を果たしたか	C	整備計画に対する意見は対象外のため非対応	●計画についての説明はどのような姿勢、方法で行ったか ●計画についての説明は十分であったか ●計画の説明に対して寄せられた意見や質問について、どのような姿勢、方法で説明したか ●計画の説明に対して寄せられた意見や質問、及びそれらに対する回答を公開したか ●計画の説明は住民に理解されたと考えるか、または理解されなかったと考えるか。理解されなかったのはなぜと考えるか	C	整備計画に対する意見は対象外のため非対応
	3. 住民意見聴取を十分行ったかP	観点3-1 意見聴取の手法の開発に真摯に取り組んだかP	A	—	●対話討論会の実施方法の検討、実施回数 ●対話討論会以外の方法の検討、実施 ●事業説明会等の実施方法、実施回数	A	—
		観点3-2 意見聴取の対象を限定しなかったかP	C	評価すべき手法が不明であるため	●対話討論会についての広報や参加者の選定について対象を限定しなかったか ●意見募集のための広報について地域を限定しなかった ●検討、実施状況	C	評価すべき手法が不明であるため
		観点3-3 いわゆるサイレントマジョリティからの意見抽出方法の開発に取り組んだかP	D	「観点3-2意見聴取の対象を限定しなかったかP」と重複するため	●意見募集のための広報の検討、実施状況 ●意見抽出方法の検討、実施状況	D	観点3-2と重複するため
		観点3-4 意見聴取のための広報は適切であったかP	D	「観点3-1意見聴取の手法の開発に真摯に取り組んだかP」と重複するため	●広報の方法、回数とその効果の分析	D	観点3-1と重複するため
	4. 聴取した意見を整備計画に反映したかI	観点4-1 聴取した意見は計画や事業に適切に反映されたか I	C	整備計画に対する意見は対象外のため非対応	●整備計画(案)への具体的意見反映項目、箇所	C	整備計画に対する意見は対象外のため非対応
		観点4-2 意見を反映しなかった理由を住民に説明したかP	C	整備計画に対する意見は対象外のため非対応	●回答しなかった、または回答できなかった件数とその理由 ●説明方法、回数	C	整備計画に対する意見は対象外のため非対応
		観点4-3 意見聴取の方法と結果を事後評価したかP	C	整備計画に対する意見は対象外のため非対応	●事後評価の方法と結果	C	整備計画に対する意見は対象外のため非対応
		観点4-4 意見聴取・反映により住民との信頼関係は構築できたかI	C	整備計画に対する意見は対象外のため非対応	●信頼関係の構築状況を確認する手法の検討、実施状況	C	整備計画に対する意見は対象外のため非対応
		観点4-5 問題や課題についての認識を共有しているかP	C	整備計画に対する意見は対象外のため非対応	●問題や課題についての認識共有を確認する手法の検討、実施状況	C	整備計画に対する意見は対象外のため非対応
		観点4-6 計画は住民の考えや願いとずれていないかP	C	整備計画に対する意見は対象外のため非対応	●アンケート調査など意見抽出手法の検討、実施とその結果	C	整備計画に対する意見は対象外のため非対応
		観点4-7 利害対立は調整できたかP	C	整備計画に対する意見は対象外のため非対応	●利害対立調整の手法の検討、実施状況	C	整備計画に対する意見は対象外のため非対応
	5: 「住民参加推進プログラム」の策定 P	観点5-1 「住民参加推進プログラム」の策定 P	A	—	●河川管理者の判断で、現状を点検して下さい	A	—
	6: 住民参加の社会実験としての「河川レンジャー」の進捗P	観点6-1 公募、選任は適正に行われているか P	A	—	●河川レンジャー選任システムとその実施状況	A	—
		観点6-2 河川管理者のレンジャーへの対応は中立性が保たれているか	D	「観点6-1 公募、選任は適正に行われているか P」と重複するため	●河川レンジャー運営システムとその実施状況	D	観点6-1と重複するため
		観点6-3 住民・行政との相互学習の場となっているか P	A	—	●河川レンジャーと住民・住民団体との交流方法、実績	A	—
	7: 諮問委員会・協議会等への住民参加P	観点7-1 諮問委員会・協議会等への住民参加は進んでいるか	C	参加手法を検討した上で、実施する必要があるため	●住民委員の属性と参加数	C	参加手法を検討した上で、実施する必要があるため

大項目	小項目	観点	← 対応 分類	非対応理由	指標群	← 対応 分類	非対応理由
(5) 主体参加の視点・プロセスを共有する	8:住民参加のボトルネックの見極めと対策S	観点8-1 川、河川管理、計画策定について、住民の無関心、無関係意識があるか	D	観点1~7と重複するため	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種会議、委員会への参加人数</li> <li>●対話討論会への参加人数</li> <li>●意見や質問の提出件数</li> <li>●アンケート調査の回答率</li> <li>●各種イベントへの参加人数</li> <li>●各種広報に対する反応</li> </ul>	D	観点1~7と重複するため
		観点8-2 職員に「住民は無知」、「行政は無謬」という意識があるのではないか	D	観点1~7と重複するため	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職員の意識調査</li> <li>●職員の改善提案(制度)</li> <li>●職員研修の実施(制度)状況</li> </ul>	D	観点1~7と重複するため
		観点8-3 住民対応の体制が未整備なのではないかS	D	観点1~7と重複するため	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民窓口の常設</li> <li>●流域センターの設置状況</li> <li>●対話討論会の実施状況</li> <li>●住民説明会の実施方法、回数</li> </ul>	D	観点1~7と重複するため
		観点8-4 行政、関係機関が事業を計画、実施するにあたり人員・時間・予算などの余裕の不足がないか	D	観点1~7と重複するため	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職員対象のアンケート調査</li> </ul>	D	観点1~7と重複するため
		観点8-5 住民が参加し、行政と協働するための参加のデザインの未熟はないか	D	観点1~7と重複するため	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職員研修の実施状況</li> <li>●市民提案や協働提案の件数とその取扱状況</li> </ul>	D	観点1~7と重複するため
		観点8-6 住民が参加し、行政と協働するためのしくみやルールを整備しているか	D	観点1~7と重複するため	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対話の場やしくみ(空間・ソフト・ハード・コーディネータなど)の欠如</li> <li>●情報提供の不足、情報共有の欠如</li> <li>●住民参加プログラムの策定状況</li> </ul>	D	観点1~7と重複するため
	9:住民参加の取り組みへの住民の満足度I	観点9-1 住民参加の取り組みへの住民の満足度を把握できているか	C	手法を検討した上で、実施する必要があるため	<ul style="list-style-type: none"> <li>●満足度に関わるアンケート調査など意見抽出手法の検討、実施の有無</li> </ul>	C	手法を検討した上で、実施する必要があるため
(6) 統合的流域管理の視点・複眼的で	1:治水・利水・環境の事業間で相互関係性が検討され示されているか	観点1-1 相互補完する関係が各事業内容に考慮されているか	C	手法を検討した上で、実施する必要があるため	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当事者参加型調整プロセスの有無</li> <li>●土地・施設・資源・資金・人・情報などを補完的に利用する工夫の有無</li> <li>●事業間のつながりを示す連関図または連関表の作成・公開の有無</li> </ul>	C	手法を検討した上で、実施する必要があるため
		観点1-2 協働する関係が各事業内容に考慮されているか	C	手法を検討した上で、実施する必要があるため	<ul style="list-style-type: none"> <li>●協働する関係を示す連関図または連関表が作成・公開の有無</li> <li>●当事者参加型調整プロセスの有無</li> <li>●土地・施設・資源・資金・人・情報などを共有する工夫の有無</li> </ul>	C	手法を検討した上で、実施する必要があるため
		観点1-3 競争する関係が各事業内容に考慮されているか	C	手法を検討した上で、実施する必要があるため	<ul style="list-style-type: none"> <li>●競争する関係を示す連関図または連関表が作成・公開の有無</li> <li>●上中下流の地理的利害関係の有無</li> <li>●セクター・組織間の利害関係の有無</li> <li>●公平性と効率性の対立</li> <li>●長期・中期・短期の視点のずれ</li> </ul>	C	手法を検討した上で、実施する必要があるため
	2:PDCAサイクルの実現	観点2-1 事業全体のロードマップが適切に示されているか	C	手法を検討した上で、実施する必要があるため	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の順序は適切か(空間的順序性、時間的順序性、緊急性等優先基準)</li> </ul>	C	手法を検討した上で、実施する必要があるため
		2:PDCAサイクルの実現	観点2-2 PDCAサイクルの小輪から中輪への接続戦略の有無・適否	C	手法を検討した上で、実施する必要があるため	<ul style="list-style-type: none"> <li>●成功事例(モデル)の構築とノウハウの積み上げの戦略の有無</li> <li>●他の地域やケースに普及させていく戦略の有無</li> </ul>	C
2:PDCAサイクルの実現	観点2-3 長期にわたる大規模な公共事業計画の見直しや中止のための法整備、しくみづくりIP	C	手法を検討した上で、実施する必要があるため	<ul style="list-style-type: none"> <li>●長期にわたる大規模な公共事業計画の社会的条件の変化による見直しや中止のための法整備、しくみづくりに取り組んだか</li> </ul>	C	手法を検討した上で、実施する必要があるため	

A	今回の点検対象とする。
B	点検手法の確定や検討に時間がかかる等の制約があるため、間に合うもののみ対象とする。
C	現段階では点検の対象と出来ない理由があるため、今回の点検の対象としない。(出来ない理由を記載する。)
D	他の項目と重複のため、削除する。